



埼玉県報

号外第 9 号
平成 30 年(2018 年)
3 月 31 日
土曜日

目 次

条例のあらまし

- 埼玉県税条例の一部を改正する条例のあらまし（税務課）

条例

- 埼玉県税条例の一部を改正する条例（税務課）

規則

- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十号）（税務課）

一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、ガス中小事業者が行う製造及び小売に係る事業に係る法人事業税について、収入金課税から外形標準課税又は所得課税に課税方式を見直す等を行う。

二 内容

(一) 法人事業税

ガス中小事業者が行う製造及び小売に係る事業について、収入金課税から外形標準課税又は所得課税に課税方式を見直す。

(二) 不動産取得税

ア 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後六月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合における当該耐震基準不適合既存住宅の用に供する土地について、一定の税額を減額する特例措置を講ずる。

イ 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則四％）を三％とする特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長する。

ウ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長する。

エ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成三十二年三月三十一日まで延長する。

オ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成三十二年三月三十一日まで延長する。

(三) 自動車取得税

ア 車両総重量が一定の要件に該当するバス、乗用車又はトラックのうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置又は車線逸脱警報装置のいずれか二以上を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十一年三月三十一日（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたとき限り、取得価額から五百二十五万円を控除する特例措置を講ずる。

イ 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックのうち、車両安定性制

御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講ずる。

ウ バス又は車両総重量が五トン以下の乗用車及び車両総重量が三・五トンを超え二十二トン以下のトラックのうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十一年三月三十一日（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から百七十五万円を控除する特例措置を講ずる。

エ 免税点を五十万円とする特例措置の適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長する。

(四) 軽油引取税

軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長する。

(五) その他

地方税法の改正に伴う規定の整備を行う。

三 施行期日

平成三十年四月一日

条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三第一項中「当該」を「同表の」に改める。

第三十一条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「ガス供給業」の下に「（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）」を加える。

第三十二条の八第一項中「においては」を「には」に、「及び第三項」を「から第三項まで」に、「一戸について」を「一戸」に、「について」を「」について」に改め、同項第三号中「に係る」を「の用に供する」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に、「第三十二条の十一の二第二項」を「次項」に、「（同項）」を「（第三十二条の十一の二第二項）」に、「。同項」を「。次項」に改め、同条第五項中「及び第三項」を「、第三項及び第四項」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「においては」を「には」に改め、「第一項」の下に「、第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項、次条第一項及び第三十二条の十一の二第一項において同じ。）一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

一 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第三十二条の十一の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第三十二条の十一の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

第三十二条の九第一項中「又は第三項第一号」を「第三項第一号又は第四項」に改め、「一年以内」の下に「、同条第四項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第三十二条の十一の二第一項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、同条第二項中「又は第三項第一号」を「第三項第一号又は第四項」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第三十二条の十中「によつて」を「により」に、「若しくは第三項第一号」を「第三項第一号若しくは第四項」に改める。

第三十二条の十一第一項中「又は第三項第一号」を「第三項第一号又は第四項」に改める。

第三十二条の十一の二第一項中「（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）」を削る。

附則第十一条の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「同項第一号」を「同項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「同号」を「第三十二条の八第一項第一号」に、「土地の取得の日」を「同日」に、「当該取得の日から三年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として」を「同号に規定する」に改める。

附則第十二条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第三項」を「第三項若しくは第四項」に改める。

附則第十三条中「及び第三項」を「から第三項まで」に、「一戸について」を「一戸」に、「ものについて」を「もの」に改める。

附則第十四条第一項中「よつて」を「より」に改め、「」をいう」の下に「。第三項において同じ」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「又は第三項」を「第三項又は第四項」に改め、

「不動産取得税の課税標準となるべき」を削り、同条第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「にあつては」を「には」に改め、「法第三百八十八条第一項の」を削り、「よつて」を「より」に、「中に第一項に規定する」を「中に」に改め、「登録された価格のうち附則第十四条第一項に規定する宅地評価土地」の下に「（以下「宅地評価土地」という。）」を加え、「決定した価格のうち附則第十四条第一項に規定する」を「決定した価格のうち」に改める。

附則第十八条の二第二項から第八項までの規定中「第十二項」を「第十三項」に改める。

附則第十八条の三中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十八条の四第九項中「装置（以下この項から第十一項まで）」を「装置（以下この項から第十二項まで）」に、「並びに」を「、」に改め、「衝突被害軽減制御装置」という。）の下に「又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上」を加え、「第三号」を「第四号」に改め、同項第三号中「及び」を「、」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第十一項」を「第十三項」に、「及び同条」を「、同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）（第十一項及び第十二項において「バス等」という。）」を「バス等」に、「車両安定性制御装置に係る保安上又は」を「車両安定性制御装置に係る保安上若しくは」に、「第十一項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」を「第十二項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」に、「及び同条」を「、同条」に、「衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」を「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 車両総重量が五トン以下の乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバ

ス（施行規則で定めるものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第十二項までにおいて「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

附則第十八条の四第十項を次のように改める。

10 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第十八条の四第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「車両総重量が十二トンを超えるバス等」を「バス等及び車両総重量が三・五トンを超え二十トン以下のトラック」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に改め、「平成三十一年三月三十一日」の下に「（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二

十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいづれにも適合するものうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第十九条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第二十一条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（法人の事業税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

4 改正後の条例附則第十八条の四第九項から第十一項まで及び第十三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十六号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第一項中「第三十二条の八第五項」を「第三十二条の八第六項」に改め、「者」の下に「（同条第四項の規定の適用を受けようとする者を除く。）」を加える。

第十三条の四の見出し中「耐震基準不適合既存住宅」を「耐震基準不適合既存住宅等」に改め、同条中「条例」の下に「第三十二条の八第四項又は条例」を、「よ」の下に「耐震基準不適合既存住宅の用に供する土地又は」を加える。

第四十四条の表二十七号中「第五十三条第四十項」を「第五十三条第四十二項」に、「第二十四条の四第六項」を「第二十四条の四第八項」に改め、同表二十七号中「第五十三条第四十一項」を「第五十三条第四十三項」に改め、同表二十七号中「第二十四条の四第五項」を「第二十四条の四第七項」に改め、同表二十七号の六号中「承認取消」を「承認等取消」に、「第二十四条の四第三項」を「第二十四条の四第五項」に改める。

別記様式第二十二号を別記様式第二十二号（一）とし、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第二十二号（二）

年度（ 年 月分）個人の県民税課税額異動及び払込報告書（指定都市用）																		
区 分	県 民 税 課 税 額			県 ・ 市 町 村 民 税 徴 収 額					あん 按分率	県 民 税 払 込 額			県 民 税 不 納 欠 損 累 計 額	収 入 歩 合				
	前 月 ま で の 計	本 月 分	累 計	前 月 ま で の 計	本 月 分			累 計		前 月 ま で の 計	本 月 分	累 計						
					徴 収 額	還 付 額	差 引 徴 収 額											
税 額	現年課税分(当該年度の収入となるべき額)	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	%			
	内 訳	普 通 徴 収																
		特 別 徴 収 (給 与)																
		特 別 徴 収 (公 的 年 金 等)																
	滞 納 繰 越 分	平 成 3 0 年 度 分 以 降																
平 成 1 9 年 度 分 从 前 平 成 2 9 年 度 分 まで																		
平 成 1 8 年 度 分 以 前																		
小 計																		
計																		
延 滞 金	現年課税分(当該年度の収入となるべき額)	/													備 考			
	滞 納 繰 越 分				平 成 3 0 年 度 分 以 降													
					平 成 1 9 年 度 分 从 前 平 成 2 9 年 度 分 まで													
					平 成 1 8 年 度 分 以 前													
					小 計													
計																		
合 計																		

年 月徴収分の個人の県民税を上記のとおり払い込みます。
年 月 日

(宛先)

埼玉県 県税事務所長

市長

印

注意 1 毎月の払込みの際に作成すること。

2 3月31日現在の按分率^{あん}によつて清算される3月から5月までの徴収分の払込みについては、清算した後実際に払い込む場合の金額を県民税払込額の本月分の欄に記載するものとし、その清算内訳は、別紙明細書に記載し、本報告書に添付すること。

別記様式第二十三号を別記様式第二十三号（一）とし、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第二十三号(二)

年度(年 月分)個人の県民税清算払込明細書(指定都市用)										
区 分	2月までの県民税市町村民税の総徴収額 (1)	確 定 (3月31日) おん 按 分 率 (2)	2月までの県民税払込確定額 (1)×(2) (3)	2月までの県民税払込累計額 (4)	払 込 過 不 足 額 (3)-(4) (5)	本月分県民税市町村民税総徴収額 (6)	本月分県民税払込額 (6)×(2) (7)	払込過不足額を清算した払込額 (7)+(5) (8)	県 民 税 払 込 累 計 額 (4)+(8) (9)	備 考
税 額 分	現年課税分(当該年度の収入となるべき額)	円	円	円	円	円	円	円	円	
	滞 平成30年度分以降									
	納 平成19年度分から平成29年度分まで									
	繰 平成18年度分以前									
	越 小 計									
	分 計									
延 滞 金	現年課税分(当該年度の収入となるべき額)									
	滞 平成30年度分以降									
	納 平成19年度分から平成29年度分まで									
	繰 平成18年度分以前									
	越 小 計									
	分 計									
合 計										
個人の県民税払込報告書の清算に係る明細は、上記のとおりです。										

別記様式第二十六号（二）

個人の県民税に係る徴収取扱費の額についての報告書（ 年 月報告分）（指定都市用）						
区	分	算出基礎	乗率等	徴収取扱費の額	備考	
平成19年度分以降	納税義務者数に対する分	人		円		
	平成30年度分以降	還付し、又は充当した過誤納金相当額(配当割又は株式等譲渡所得割を除く。)	円	あん (按分率)		
		還付し、又は充当した過誤納金に係る還付加算金相当額	円	あん (按分率)		
		地方税法第37条の4の規定により控除されるべき額で、県民税の所得割から控除しきれずに市町村が還付し、又は充当した額	円			
		納期前納付に対する報奨金相当額	円	あん (按分率)		
	平成29年度分以前	還付し、又は充当した過誤納金相当額(配当割又は株式等譲渡所得割を除く。)		あん (按分率)		
		還付し、又は充当した過誤納金に係る還付加算金相当額		あん (按分率)		
		地方税法第37条の4の規定により控除されるべき額で、県民税の所得割から控除しきれずに市町村が還付し、又は充当した額				
納期前納付に対する報奨金相当額			あん (按分率)			
平成18年度分以前	払込金額に対する分	円	$\frac{7}{100}$			
	納税通知書等に対する分	通	60円			
	還付し、又は充当した過誤納金相当額(配当割又は株式等譲渡所得割を除く。)	円	あん (按分率)			
	還付し、又は充当した過誤納金に係る還付加算金相当額	円	あん (按分率)			
	地方税法第37条の4の規定により控除されるべき額で、県民税の所得割から控除しきれずに市町村が還付し、又は充当した額	円				

合	計			
埼玉県税条例第30条第2項及び第3項の規定により上記のとおり報告します。				
年 月 日				
(宛先) 埼玉県 県税事務所長		市長		印

- 注意 1 各区分の算出基礎の対象となる期間は、次のとおりである。
- (1) 10月報告分...当該年度の4月1日から9月30日まで
 - (2) 4月報告分...前年度の10月1日から3月31日まで。ただし、「納税義務者数に対する分」については、前年度の4月1日から3月31日までに賦課決定したもの
- 2 平成19年度分以降に係る徴収取扱費のうち、「納税義務者数に対する分」の乗率等については、報告時期により次の(1)又は(2)のとおりとし、そのいずれかを備考欄に記載すること。
- (1) 10月報告分...納税義務者数 × 3,000円 × 1/2
 - (2) 4月報告分...納税義務者数 × 3,000円 - 前年度10月報告分の徴収取扱費の額
- また、過年度課税分(平成19年度分以降に限る。)について賦課決定の取消しが行われた場合については、(1)又は(2)の額から対象年度中に取消しを行つた納税義務者に係る徴収取扱費を減じた額とするとともに、取消しを行つた納税義務者数を備考欄に記載すること。
- 3 平成18年度分以前に係る徴収取扱費のうち、「納税通知書等に対する分」の算出基礎については、納税通知書、特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する通知書及び退職所得の分離課税に係る所得割の更正又は決定の通知書の通数の合計を記載すること。

別記様式第二十七号を次のように改める。

法人税・法人の事業税・地方法人特別税
の申告書の提出期限の延長等の通知書

年 月 日

都
道
府
県
知事 様

埼玉県 県税事務所長 印

地方税法第53条第40項第41項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出及び同法第72条の25第3項第5項（同法第72条の28第2項又は第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）による法人の事業税・地方法人特別税の申告書の提出期限の延長の承認等について、次のとおり通知します。

主たる事務所又は事業所の所在地	
法人名	
貴都道府県内の事務所又は事業所の所在地	
法人番号	

<p>年月日から 年月日まで の事業年度分 から法人税の確定申告書（当該法人が連結親法人である場合は連結確定申告書、当該法人が連結子法人である場合は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の連結確定申告書）の提出期限の延長については、 下記のとおりの延長の処分があつた。 下記のとおりの指定があつた。 下記のとおりの指定に係る月数が変更された。 指定が取り消された。 その延長の処分が取り消された。 その適用を受けることをやめた。 記 （申告書の提出期限の延長期間） 月間 （指定を受けた月数） 月間 （変更後の指定に係る月数） 月間</p>	<p>年月日から 年月日まで の事業年度分 から法人の事業税・地方法人特別税の申告書の提出期限の延長については、 下記のとおりの承認した。 下記のとおりの指定した。 下記のとおりの指定に係る月数を変更した。 指定を取り消した。 その承認を取り消した。 その適用を受けることをやめた。 記 （申告書の提出期限の延長期間） 月間 （指定する月数） 月間 （変更後の指定に係る月数） 月間</p>
---	---

「第38項」「第40項」「下記のとおりに延長
第39項」や「第41項」↓「下記のとおりに指定
第40項」↓「第42項」↓

「下記のとおりに延長の処分があつた。」

の処分があつた。 ↓

↓

↓

↓

「（申告書の提出期限の延長期間） 月間」や「（申告書
（指定を

の提出期限の延長期間） 月間 ↓

受けた月数） 月間 ↓

「第72条の29第2項」や「第72条の28第2項」
の次↓「又は第72条の29第2項」や「第72条の28第2項」

「第72条の28第2項」の次↓「又は第72条の29第2項」や「第24条の4第5項」や「第24条の4第7項において準用する
同令第24条の3第2項」 ↓

「第24条の4第2項」や「承認等取消」 ↓ 「第24条の4第2項」や「第24条の4第4項」 ↓ 「その承認」や「その承認
指定」 ↓

別記様は第27条の7を次のようにする。

別記様式第二十七号の七

年 月 日

所在地

法人名

様

代表者氏名

埼玉県 県税事務所長 印

法人の県民税・法人の事業税・地方法人特別税 ^{更正}決定

法人の事業税・地方法人特別税の ^{過少申告}不申告加算金決定 ^{通知書(納額告知書)}

次のとおり通知します。
 なお、不足税額、加算金及び延滞金を指定納期限までに納付してください。

事業税				
摘要		課税標準	税率	税額
所得割	所得金額総額	円		
	年400万円以下の金額		/100	円
	年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額		/100	
	年800万円を超える金額		/100	
	計			
	軽減税率不適用法人の金額		/100	
付加割	付加価値額総額			
	付加価値額		/100	

県税		納税番号	
事業年度	年 月 日 から 年 月 日 まで		
申告基準日	年 月 日		
申告納付期	県民税	年 月 日	
	事業税	年 月 日	
確定申告書提出年月日	年 月 日		
修正申告書提出年月日	年 月 日		
県民税			
(使 途 秘 匿 金 税 額 等)		(円)	
法人税法の規定によつて計算した法人税額		円	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額			
還付法人税額等の控除額			
退職年金等積立金に係る法人税額			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の総額		ア	
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		イ	
法人税割額	ア又はイ × $\frac{\quad}{100}$		

資本割	資本金等の額総額			
	資本金等の額			/100
収入割	収入金額総額			
	収入金額			/100
合計 事業税額				
平成28年改正法附則第5条の控除額				
事業税の特定寄附金税額控除額				
仮装経理に基づく事業税額の控除額				
差引 事業税額				
既に納付の確定した当期分の事業税額				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				
差引 過不足事業税額				
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額				
減少する事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額				
地方法人特別税				
摘要		課税標準	税率	税額
所得割に係る地方法人特別税額		円	/100	円
収入割に係る地方法人特別税額			/100	
合計 地方法人特別税額				
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額				
差引 地方法人特別税額				
既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額				
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額				
差引 過不足地方法人特別税額				
減少する地方法人特別税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額				
減少する地方法人特別税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額				
過少(不)申告加算金				
重加算金				
延滞金の控除期間				対象外税額
県民税	全部適用・一部適用	年月日から	年月日まで	
事業税特別	全部適用・一部適用	年月日から	年月日まで	
指定納期限		年月日		
更正、決定又は加算金決定の理由				

道府県民税額の特定寄附金税額控除額				
外国の法人税等の額の控除額				
仮装経理に基づく法人税割額の控除額				
差引 法人税割額				
既に納付の確定した当期分の法人税割額				
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				
過不足法人税割額				
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	ウ	月	
均等割額	円 × $\frac{ウ}{12}$			
均等割額	既に納付の確定した当期分の均等割額			
均等割額	過不足均等割額			
過不足県民税額				
減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額				
減少する法人税割額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額				
分割基準		事業税		県民税
		従業者の数・固定資産の価額	事務所又は事業所の数、発電用固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数	従業者の数
	本県			
総数				

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正副2通)はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分取消しの訴えは、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として(埼玉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第三十三号の二中「第32条第6項」を「第32条第7項」に変更する。

別記様式第三十三号の三（一）中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に変更する。

別記様式第三十四号を次のように改める。

受付印

整理番号

不動産取得税減額申告書

(宛先) 埼玉県 県税事務所長	年 月 日	納(税取 義得 務者 者)	住所又は所在地			
			氏名又は名称 及び代表者氏名	(電話 ())	印)	
			個人番号 又は法人番号			
減額を受けようとする 不動産取得税	年 度	納 税 番 号	税 額	減 額 を 受 け よ う と す る 税 額	納 税 の 済 否	
			円	円	納税している 納税していない	

減額を受けようとする事由等(該当の数字を 印で囲み、所要事項を記入してください。)

- 1 耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することについて証明を受け、かつ、自己の居住の用に供した。

住宅の種類	床面積	新築年月日	取得年月日	耐震改修完了年月日	居住開始年月日
一戸建住宅 その他()	m ²

- 2 土地を取得した者が、土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある上記1に該当する耐震基準不適合既存住宅を取得した。又は土地を取得した者が、土地を取得した日前1年の期間内に、その土地の上にある上記1に該当する耐震基準不適合既存住宅を取得していた。

土地の所在地	地目	積	取得年月日
		m ²	. .

- 3 取得した不動産は、その取得の日から1年以内に公共事業の用に供するため収用され、譲渡し、若しくは移転補償を受けた不動産又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実と認められる不動産として譲渡し、若しくは移転補償を受けた不動産に代わるものとなつた。

収用され、譲渡し、又は移転補償を受けた不動産

土地の所在地 家屋の所在地	地番 家屋番号	地目 種類・構造	用途	地床面積 積	固定資産課税台帳価格
				m ²	円
収用・譲渡・移転補償の別	収用され、譲渡し、又は移転補償に係る契約をした年月日		公共事業の種類	公共事業の起業者	
収用・譲渡・移転補償	. .				

- 4 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金又は地方税法施行規則附則第3条の2の19の助成金の支給を受けて取得した当該事業所の事業の用に供する施設をその取得した日から引き続き3年以上当該事業所の事業の用に供した。

施設の所在地	施設の種類	床面積 積	取得年月日	助成金の額
		m ²	. .	円

- 5 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、改修工事により住宅性能向上改修住宅とした上で、個人に対し譲渡し、当該個人が居住の用に供した。

宅地建物取引業者の免許証番号	住宅の種類	新築年月日	取得年月日	改修工事完了年月日	譲渡年月日	居住開始年月日
	一戸建住宅 その他()

6 宅地建物取引業者が、上記5の改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該住宅とともに取得したものに限る。）を取得した。

土 地 の 所 在 地	地 目	地 積
		m ² ↓

- 注意1 この申告書は、埼玉県税条例第32条の8第4項、第32条の11の2第1項若しくは第32条の11の3第1項又は地方税法附則第11条の4第1項、第4項若しくは第6項の規定により不動産取得税の減額を受けられることとなつた場合に、直ちに提出してください。
- 2 この申告書には、不動産取得税の減額を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
- 3 印の欄は、記入しないでください。

別記様式第三十六号を次のように改める。



整理番号	
------	--

不動産取得税減額予定の申告書

年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長	取	住所又は所在地				
	得	氏名又は名称 及び代表者氏名	(電話 ())			
	者	個人番号 又は法人番号				
不動産取得税の徴収猶予 を受けようとする不動産	土地の所在地 家屋の所在地	地番 家屋番号	地目 種類・構造	地積 床 面	積積 m ²	取得した年月日 .

徴収猶予を受けようとする事由等(該当の数字を印で囲み、所要事項を記入してください。)

1 土地を取得した日から2年以内(平成11年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得した土地については、3年以内(平成16年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得した土地で地方税法施行令で定める場合においては、4年以内))にその土地の上に特例適用住宅が新築される予定である(その土地の取得をした者がその土地を住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は住宅の新築がその土地の取得をした者から直接その土地を取得した者により行われる場合に限る。)

新築される予定の住宅	住宅の種類	床面積	着工予定年月日	完成予定年月日
	一戸建住宅 その他()	m ²	.	.

2 土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を取得する予定である。

取得する予定の 耐震基準適合 既存住宅等	住宅の種類	床面積	新築年月日	現在の所有者の住所及び氏名	取得予定年月日
	一戸建住宅 その他()	m ²	.		.

3 耐震基準不適合既存住宅を取得し、その取得の日から6月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することについて証明を受け、かつ、自己の居住の用に供する予定である。

住 宅 の 種 類	新 築 年 月 日	耐 震 改 修 完 了 予 定 年 月 日	居 住 開 始 予 定 年 月 日
一 戸 建 住 宅 その他 ()

4 土地を取得した者が、土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある上記3に該当する耐震基準不適合既存住宅を取得する予定である。又は土地を取得した者が、土地を取得した日前1年の期間内に、その土地の上にある上記3に該当する耐震基準不適合既存住宅を取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が地方税法第73条の27の2第1項の規定に該当することとなった日前行われたものに限る。)していた。

土 地 の 所 在 地	地 目	地 積	取 得 年 月 日
		m ²	. .

5 取得した不動産は、その取得の日から1年以内に公共事業の用に供するため収用され、譲渡し、若しくは移転補償金を受ける予定の不動産又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実と認められる不動産として譲渡し、若しくは移転補償金を受ける予定の不動産に代わるものとなる予定である。

収用され、譲渡し、又は移転補償金を受ける予定の不動産

土 地 の 所 在 地	地 番 号	地 目	用 途	地 積	固 定 資 産 課 税 台 帳 価 格
家 屋 の 所 在 地	家 屋 番 号	種 類 ・ 構 造		m ²	円
収用・譲渡・移転補償の別	収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をする予定の年月日		公 共 事 業 の 種 類	公 共 事 業 の 起 業 者	
収用・譲渡・移転補償	. .				

6 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金又は地方税法施行規則附則第3条の2の19の助成金の支給を受けて取得した当該事業所の事業の用に供する施設をその取得した日から引き続き3年以上当該事業所の事業の用に供する予定である。

施 設 の 所 在 地	施 設 の 種 類	床 面 積	取 得 年 月 日	助 成 金 の 額
		m ²	. .	円

7 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、改修工事により住宅性能向上改修住宅とした上で、個人に対し譲渡し、当該個人が居住の用に供する予定である。

宅地建物取引業者 の免許証番号	住宅の種類	新築年月日	改修工事完了予定年月日	譲渡予定年月日	居住開始予定年月日
	一戸建住宅 その他()

8 宅地建物取引業者が、上記7の改修工事対象住宅の敷地の用に供する予定である土地（当該住宅とともに取得したものに限る。）を取得した。

土地の所在	地目	地積
		m ² ↓

- 注意1 この申告書は、埼玉県税条例第32条の9第1項、第32条の11の2第2項若しくは第32条の11の3第2項又は地方税法附則第11条の4第2項、第5項若しくは第7項の規定により不動産取得税の徴収猶予を受けようとする場合に、不動産取得申告書と併せて提出してください。
- 2 この申告書には、不動産取得税の徴収猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
- 3 印の欄は、記入しないでください。

別記様式第三十七号の三を次のように改める。

別記様式第三十七号の三



整理番号

不動産取得税還付申請書

(宛先) 埼玉県 県税事務所長	年 月 日	取得者	住所又は所在地	
			氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)
			法人番号 (法人の場合のみ)	(電話 ()) 印

年度	納税番号	還付金の振込先	当座
区分	納付額	還付を受けようとする額	普通
税額	円	円	支店
延滞金			摘要
合計			

還付を受けようとする事由(該当の数字を 印で囲んでください。)

- 1 家屋の取得について主体構造部の取得者以外の者が取り付け付けた附帯設備に属する部分をも併せて取得したものとみなされて課税を受けたことによる減額
- 2 土地を取得した日から2年以内(平成11年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得した土地については、3年以内(平成16年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得した場合で地方税法施行令で定める一定の場合は、4年以内))にその土地の上に特例適用住宅が新築されたことによる減額(その土地の取得をした者がその土地を住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は住宅の新築がその土地の取得をした者から直接その土地を取得した者により行われる場合に限る。)
- 3 土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を取得したことによる減額

- 4 耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することについて証明を受け、かつ、自己の居住の用に供したことによる減額
- 5 土地を取得した者が、土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある上記4に該当する耐震基準不適合既存住宅を取得したことによる減額又は土地を取得した者が、土地を取得した日前1年の期間内に、その土地の上にある上記4に該当する耐震基準不適合既存住宅を取得したことによる減額
- 6 取得した不動産が、その取得の日から1年以内に公共事業の用に供するため収用され、譲渡し、若しくは移転補償金を受けた不動産又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実と認められる不動産として譲渡し、若しくは移転補償金を受けた不動産に代わるものとなつたことによる減額
- 7 譲渡担保財産として取得した不動産を債権の消滅により譲渡担保財産の設定の日から2年以内に譲渡担保財産の設定者に移転したことによる納税義務の免除
- 8 その他の事由による減額・免除（下線部分に該当する規定を記入してください。）
 - (1) 県税条例第32条_____第___項に該当
 - (2) 地方税法附則第11条の4第___項に該当
 - (3) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第11条の4第4項に該当
 - (4) その他()

注意1 この申請書は、埼玉県税条例第32条第8項、第32条の11第1項、第32条の11の2第3項、第32条の11の3第5項、第32条の11の4第3項、第32条の11の5第3項、第32条の11の6第3項若しくは第32条の11の7第3項、地方税法附則第11条の4第2項、第5項若しくは第7項又は地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第11条の4第4項の規定により、既に納付している不動産取得税の還付を受けられることとなつたときに提出してください。

2 印の欄は、記入しないでください。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四十四条の表二十
七の五号及び二十七の六号並びに別記様式第二十二号の改正規定、同様式の次に
一様式を加える改正規定、別記様式第二十三号の改正規定、同様式の次に一様式
を加える改正規定、別記様式第二十六号の改正規定、同様式の次に一様式を加え
る改正規定並びに別記様式第二十七号の三から別記様式第二十七号の七までの改
正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当
分の間、所要の調整をして使用することができる。